

第8回 十勝川流域委員会 議事要旨

日時:平成21年6月22日(月)13:30~15:30

場所:とち館 鳳凰の間

出席者:加賀屋委員長、石原委員、泉委員、黒木委員、佐々木委員、藤巻委員、
眞山委員、丸山委員、山崎委員 計9名

欠席:山田委員

議事要旨

1. 議題

(1)資料 8-1 について

今回の流域委員会の内容について事務局より説明。

(2)資料 8-2 について

資料 8-2 について事務局から説明し、これに対し以下の質疑応答があった。

(委員)

- ・ 今回、ダムについて詳細に説明して頂いたので、ダムが果たしている役割は理解できたと思う。
- ・ 整備計画における基本理念の大きな柱の一つが「食料供給地への貢献」であり、今後さらにどのような役割を果たしていこうと考えるのか、整備計画に盛り込んで頂きたい。

(事務局)

- ・ 「食料供給地への貢献」としては、治水面では、治水安全度を高めて農地においても浸水被害を防止・軽減すること、また河道掘削の掘削土を農地防災や土壌改良等に活用していくことの 2 点を、利水面では、流水の正常な機能の維持について利水の状況を把握し、合理的な水利用など適切な河川管理に努めていくことを、整備計画原案に反映させていきたい。

(委員)

- ・ 水供給に対して地域から心配の声があるが、ダム以外の所で頑張るのか。

(事務局)

- ・ ダムも含めて、合理的な水利用について検討を進めていきたい。

(委員)

- ・ ダム堆砂容量とはダムの機能から見てどのような意味を持つのか、また、十勝ダムの堆砂量 2,400 万 m³とはどういう意味なのか、教えてほしい。
- ・ 年々砂が貯まってきているが、20年で17%という堆砂速度は、安心して良いのかどうか、解説してほしい。

(事務局)

- ・ 堆砂容量は、100年間で想定されるダムの堆砂量を基に設定している。2400万 m³まで堆砂した場合にも、治水利水上の機能は確保される計画となっており、これを越えると支障が出る。
- ・ 土砂は大きな降雨の際に多く流出するなどの特徴を有しているが、ダムへの土砂が平均的に流出してくると仮定すれば、ゼロから 100年後の堆砂容量を引っぱった線が、一つの目安となる。
- ・ 十勝ダムではそれほど堆砂が進んでいないが、今後もしっかりモニタリングしながらダムを

管理していくことが重要と考えている。

(委員)

- ・ ダムの景観について、訪れる目的の違いで見る人の視点が違ってくると思う。札内川ダムは、できた後に景観アンケートを実施しているはずだが、今回説明して頂いた内容はほぼ同じということでしょうか。

(事務局)

- ・ 札内川ダムだけでなく十勝ダムについてもアンケート調査を実施しており、その時に出された意見なども踏まえて、特徴としてまとめている。

(委員)

- ・ ダムについて、堆砂容量を利水などに有効活用することや、近年の気象状況の変化への対応も考えると、ダムを造ったときの計画のまま操作するのではなく、流域の状況に応じて水を使えるように努力していく、ということを整備計画に書きこんで頂きたい。一言で言えば「適切な河川管理」となるが、もう少し具体的に書いた方がよいのではないかと。

(委員)

- ・ 札内川では、過去に清流ワークショップを行っていたり、国土交通省が毎年公表している一級河川の平均水質ランキングにおいて、平成3年をはじめ計8回、清流日本一になっていることから、札内川の特徴として「清流」ということを強調してもよいのではないかと。
- ・ 日高山脈にはナキウサギが生息していることも自然環境の特徴と考えており、また、札内川ダム周辺の景観は、日高山脈の稜線の美しさ、カール、万年雪といった美しさや、戸蔭別川、岩内仙狭の素晴らしい景観があるので、特徴として抽出してほしい。

(事務局)

- ・ 今回の説明資料には書き入れなかったが、今後、整備計画原案に記載するよう検討していきたい。

(3) 資料 8-3 について

資料 8-3 について事務局から説明し、これに対し以下の質疑応答があった。

(委員)

- ・ 十勝大橋から銀輪橋まで河道掘削することとなっているが、引堤と十勝大橋の架け替えにより洪水等のおそれは薄くなったと認識していた。この区間は当初から掘削が必要だったのか、それとも想定が変わったのか教えて頂きたい。また、他の区間も含めて、継続的に掘削が必要なのか、教えて頂きたい。

(事務局)

- ・ 河川整備計画を検討するにあたり、現在の河道状況、樹木状況、最近の知見等を踏まえて検討した結果、掘削が必要と判断した。今後も、河道が維持できるよう河道の安定を考慮して河道掘削をしていきたい。
- ・ なお、今回の河川整備計画は30年を対象としているが、河川整備基本方針対応ではこれ以外の河道掘削も発生する。

(委員)

- ・ 河道への配分流量を目標としているが、「堤防整備」と「河道掘削」では、目標とする流量に異なる部分もあるのではないかと。言いかえると、堤防整備の断面の考え方が違ってくる

と思うので、整備計画ではどのような規格で堤防を整備するのか、分かるようにしてほしい。

- ・ 「堤防の安定性を図る」とあるが、昭和 30～40 年代のパイルネットによる地盤処理工法施工箇所の中には、最近腐って沈下してきている例がある。今後、堤防の基盤処理については、劣化しないような工法としてほしい。

(事務局)

- ・ 今回の記載案では、戦後最大規模の流量を目標に、流下能力が足りない区間の堤防を完成堤防とするが、ご指摘を踏まえ、整備計画原案への記載の仕方を検討させていただきたい。

(委員)

- ・ 今後、住民説明会を行う際には、住民にもわかりやすく説明するべきという視点で、以下の 5 点について教えてほしい。
- ① 目次構成で、1. の目標には「河川整備計画の」とあるが、2. の実施に関する事項には「計画」がない理由。
 - ② 「整備」と「施工」の違い。
 - ③ 「河川整備」と「川づくり」の使い分け。
 - ④ 文章の語尾に、「努める」、「実施する」、「行う」、「講じる」などがあるが、これらの使い分けはされているのか。また、「努める」では、極端にいうと実施しないこともあるのか。
 - ⑤ 「適切に～」と「適正に～」の使い分け。

(事務局)

- ・ ①については、河川法施行令で定められている内容に沿って項目立てている。
- ・ ②については、大きな概念では「整備」とし、細かい箇所、工事単位では「施工」としている。
- ・ ③については、「整備」は工事等を行うもの。「川づくり」は、住民の方々も参加して取り組むような、工事を行わない場合も含むものと考えて、使い分けをしている。
- ・ ④については、関係機関との調整や協力が必要なものなど河川管理者だけで対応できない場合は「努める」、河川管理者が対応できるものは「実施する」、といった使い方をしている。
- ・ ⑤のご指摘も含めて、使い分けについては、整備計画原案提示までに、精査したい。

(委員)

- ・ 今回の議論を踏まえ、精査してほしい。

(委員)

- ・ 景観については「保全と形成に努める」としているが、これ以外に「管理」が必要と感じている。特に河川公園など住民に利用されている箇所には看板、標識等が設置されているが状態の良くないものが多く、「管理」という観点がないと良好な景観は形成できないと思う。関係機関と連携を図って管理をしていく、というような認識も必要ではないか。

(事務局)

- ・ ご指摘を踏まえ、整備計画原案への記載の仕方を検討させていただきたい。

(委員)

- ・ 「中小支川の整備」について、本支川と分ける必要性を教えてください。
- ・ 「内水河川」や「自然公物」という言葉は、住民の方にとって分かりにくいではないか。
- ・ 「河川維持管理計画」を定めるスパンが 5 年程度とかなり限定した書きぶりとなっているが、これでよいのか。

- ・ 「河道内樹木の保全・管理」のうち「流木発生抑制」について、「倒木等の除去など、発生抑制に努める」とあるが、流木については河道内の樹木の流出より、むしろ山林など流域の中に多く存在する残材などが大量に流出することが問題なのではないか。山林の管理者と連携するなど流域全体の取り組みにより、流木の発生抑制に「努める」ことが必要なのではないか。
- ・ 「河川空間の適正な利用、管理」において「河川環境管理基本計画」があるが、20年経過しており現状と合っていないと考えている。その点も踏まえて、書き込みを検討してほしい。
- ・ 安全管理についての記載を入れるべき。

(事務局)

- ・ 中小河川と本支川を分けた理由は、河道の掘削の際に配慮すべき項目に違いがあるので分けている。なお、構成の仕方について、もう一度検討したい。
- ・ 「内水河川」、「自然公物」等、住民が聞き慣れない言葉については、分かりやすい言葉を検討したい。
- ・ 河川維持管理計画の期間は、全国的に5ヶ年程度の計画を立てることで取り組みを進めているところ。
- ・ 流木についてはご指摘通りなので、例示を検討したい。
- ・ 河川環境管理基本計画については、全国の動きを見ながら検討していきたい。
- ・ 安全管理については、「2-2-2 (4)河川空間の適正な利用、管理」の5行目に「安全に利用が図られるよう関係自治体、関係機関等との連携を図る」との案を記載している。

(委員)

- ・ ダム群の河川環境に与える影響について、魚類の移動や供給土砂の減少、樹林化等の説明があったが、これはダム特有の現象であり通常の対策とは異なると考えているが、整備計画に記載しないのか。

(事務局)

- ・ ダムの環境への影響について、魚類への影響については「魚がすみやすい川づくり」において記載している。樹林化については「河道内樹木の保全・管理」で記載し、土砂移動については「河道の維持管理」で記載している。

(委員)

- ・ ダム特有の環境変化をみるモニタリングなどの計画が必要なのではないか。

(事務局)

- ・ ご指摘を踏まえ、整備計画原案への記載の仕方を検討させて頂きたい。

(委員)

- ・ 堤防の除草は、亀裂や法崩れの異常を早期発見するためだけに行うのか。

(事務局)

- ・ 堤防の除草については、主な理由として、早期発見について記載しているが、これ以外に、株化等を防止し、堤防を保護する機能を維持する目的もある。

(委員)

- ・ 「河畔林の保全、河岸の多様化」の中で、「種の多様性」に関する表現を入れてほしい。

(事務局)

- ・ 記載方法について、ご相談させて頂きたい。

(委員)

- ・ ここで書かれている「河川環境の多様性」とは、攪乱によって河原ができたり、樹林化を止めるために伐採して草原を維持することを意味しており、それが種多様性に結びつくという理解している。

(委員)

- ・ 「十勝川では」という表現は、水系全体を指している場合と、本川のみを指している場合が混在していると思うので、記載の方法を精査してほしい。

(委員)

- ・ 「河川の維持管理」について、整備計画では具体的なことは書かず、詳細は「河川維持管理計画」で記載するという理解でよいか。

(事務局)

- ・ 整備計画でも具体的な項目として「河川情報の収集・提供」「河川管理施設の維持管理」「危機管理体制の整備」に記載しているが、さらに具体的内容については、「河川維持管理計画」で記載する考えである。

(事務局)

- ・ 整備計画への記載案について前回と今回頂いた意見を踏まえ、委員長と相談の上、今後、原案を提示する方向で進めていきたい。なお、今後もしもご意見ある場合は、事務局までご連絡頂きたい。

以上